

## 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

本市においては、市民の生命と財産を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らせず、迅速な復旧復興が可能な強靱な地域づくりを推進するため、国土強靱化の取り組みを推進している。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会全体に多大な影響が広がっている状況ではあるが、今後も大規模な自然災害が想定される中で、国民生活や社会経済活動を停滞・深刻化させることなく持続的に発展させるために「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必要である。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

岐阜県土岐市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、  
財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣 あて